

9 高齢者等への配慮に関すること

9 - 1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「移動等」とは、水平移動、垂直移動、姿勢の変化及び寄りかかりの各行為をいう（9 - 2において同じ。）。

「介助行為」とは、介助式車いすの通行の補助、浴室における浴槽への出入り及び体の洗浄、寝室における介助式車いすからベッドへの移乗並びに便所における介助式車いすから便器への移乗、衣服の着脱及び排泄後の処理の各動作をいう。

「基本生活行為」とは、日常生活空間で行われる排泄、入浴、整容、就寝、食事、移動その他これらに伴う行為をいう。

「日常生活空間」とは、高齢者等の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。）、食事室及び特定寝室の存する階（接地階を除く。）にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。

「接地階」とは、地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、加齢等に伴う身体機能の低下等を考慮した移動等の安全性及び介助行為の容易性の高さとする。

各等級に要求される水準は、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、評価対象住戸の内部及びバルコニーにおける移動等の安全性及び介助行為の容易性への配慮のために講じられた対策が、(ろ)項に掲げる水準にあること。

(い) 等級	(ろ) 講じられた対策
5	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置が講じられていること。 b 介助が必要となった場合を想定し、介助式車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられていること。
4	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に配慮した措置が講じられていること。 b 介助が必要となった場合を想定し、介助式車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられていること。
3	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。 b 介助が必要となった場合を想定し、介助式車いす使用者が基本生活行為を行うことを容易にするための基本的な措置が講じられていること。
2	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。
1	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための建築基準法に定める措置が講じられていること。

(3) 評価基準

イ 等級5

次に掲げる基準に適合していること。

部屋の配置

日常生活空間のうち、玄関、便所、浴室及び食事室並びに脱衣室及び洗面所（存する場合に限る。）が、特定寝室の存する階にあること。ただし、ホームエレベーター（出入口の有効な幅員が750mm以上（通路等から直進して入ることができる位置に設置されているものにあつては650mm以上）のものに限る。）が設けられており、かつ、八に掲げる基準に適合している場合にあつては、この限りでない。

段差

- a 日常生活空間内の床が段差のない構造（設計寸法3mm以下~~又は~~及び仕上げ寸法5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
- () 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの
 - () 玄関の上がりかまちの段差（奥行き300mm以上の式台を設ける場合の土間と式台との段差及び式台と上がりかまちの段差を含む。）で、110mm（接地階に存する玄関のものにあつては180mm）以下としたもの
 - () 勝手口その他~~の~~屋外に面する開口部（玄関を除く。以下「勝手口等」という。）の出入口及び上がりかまちの段差
 - () 居室の部分の床（通過の妨げとならない経路に存し、面積が3㎡以上9㎡（当該居室の面積が18㎡以下の場合にあつては、当該面積の1/2）未満、かつ、間口が1,500mm以上のものに限る。）とその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差
 - (＝) バルコニーの出入口の段差（奥行き300mm以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）で、180mm以下の単

純段差（立ち上がり部分が一の段差をいう。以下同じ。）としたもの

b 日常生活空間外の床が段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

- () 玄関の出入口の段差
- () 玄関の上がりかまちの段差
- () 勝手口~~その他の開口部等~~の出入口及び上がりかまちの段差
- () バルコニーの出入口の段差
- () 浴室の出入口の段差
- () 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の 90mm 以上の段差

階段

次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられており、かつ、八の a から d までに掲げる基準に適合している場合にあつては、この限りでない。

- a 勾配が 6/7 以下であり、かつ、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550mm 以上 650mm 以下であること。~~ただし、ホームエレベーターが設けられており、かつ、八 a に掲げる基準に適合している場合にあつては、この限りでない。~~
- b 蹴込みが 30mm 以下であり、かつ、蹴込み板が設けられていること。
- c 回り階段等安全上問題があると考えられる形式が用いられておらず、かつ、最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。
- d 踏面に滑り防止のための部材を設ける場合にあつては、当該部材が踏面と同一面となっていること。
- e 踏面の先端と蹴込み板を勾配が 60° 以上 90° 以下の面で滑らかにつなぐ形状とすることその他の措置により段鼻を出さない形状となっていること。
- f 令第 23 条から第 27 条までに定める基準に適合していること。

手すり

a 手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間内に存するものに限る。

(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準
階段	両側に、かつ、踏面の先端からの高さが 700mm から 900mm の位置に設けられていること。
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴室	浴室出入り、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り、姿勢保持及び洗い場の立ち座りのためのものが設けられていること。
玄関	上がりかまち部の昇降及び靴の着脱のためのものが設けられていること。
脱衣室	衣服の着脱のためのものが設けられていること。

b 転落防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが 1 m 以下の階段部分又は開閉できない窓その他転落のおそれのない部分については、この限りではない。

(い)	(ろ)
部位	手すりの設置の基準
バルコニー	<p>() <u>腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)</u>の高さの頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方(以下「床面等との距離」という。)が 650mm 以上 1,100mm 未満の場合にあっては、床面から等との距離が 1,100mm 以上の高さに達するようにに設けられていること。</p> <p>() <u>腰壁等</u>の高さの頂部と床面等との距離が 300mm 以上 650mm 未満の場合にあっては、腰壁等から 800mm 以上の高さに達するようにに設けられていること。</p> <p>() <u>腰壁等</u>の高さの頂部と床面等との距離が 300mm 未満の場合にあっては、床面から等との距離が 1,100mm 以上の高さに達するようにに設けられていること。</p>
2 階以上の窓	<p>() <u>窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)</u>の高さが 650mm 以上 750mm(3 階以上の窓にあつては 800mm) 未満の場合にあっては、床面から 800mm(3 階以上の窓にあつては 1,100mm) 以上の高さに達するようにに設けられていること。</p> <p>() <u>窓台等</u>の高さが 300mm 以上 650mm 未満の場合にあっては、窓台等から 800mm 以上の高さに達するようにに設けられていること。</p> <p>() <u>窓台等</u>の高さが 300mm 未満の場合にあっては、床面から 1,100mm 以上の高さに達するようにに設けられていること。</p>
廊下及び階段(開放されている側に限る。)	<p>() <u>腰壁等</u>の高さが 650mm 以上 800mm 未満の場合にあっては、床面(階段にあつては踏面の先端)から 800mm 以上の高さに達するようにに設けられていること。</p> <p>() <u>腰壁等</u>の高さが 650mm 未満の場合にあっては、腰壁等から 800mm 以上の高さに達するようにに設けられていること。</p>

- c 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあつては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが 650mm 未満の場合に限る。)からの高さが 800mm 以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で 110mm 以下であること。

通路及び出入口の幅員

- a 日常生活空間(に規定するホームエレベーターを設置する場合にあっては、当該ホームエレベーターと日常生活空間との間の経路を含む。)内の通路の有効な幅員が 850mm(柱等の箇所にあつては 800mm)以上であること。
- b 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。以下同じ。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が 800mm 以上であること。

寝室、便所及び浴室

- a 日常生活空間内の浴室の短辺が内法寸法で 1,400mm 以上であり、かつ、面積が内法寸法で 2.5 m²以上であること。
- b 日常生活空間内の便所の短辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で 1,300mm 又は便器後方の壁から便器の先端までの距離に 500mm を

加えた値以上であり、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。

c 特定寝室の面積が内法寸法で 12 m²以上であること。

□ 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

部屋の配置等

日常生活空間のうち便所及び浴室が特定寝室の存する階にあること。ただし、イ に規定するホームエレベーターが設けられており、かつ、八 に掲げる基準に適合している場合にあっては、この限りでない。

段差

a 日常生活空間内の床が段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

() イ aの()から(=)までに掲げるもの

() 浴室の出入口の段差で、20mm 以下の単純段差としたもの

() バルコニーの出入口の段差で、接地階を有する評価対象住戸にあつては次の(a)から(c)までに掲げるもの、接地階を有しない評価対象住戸にあつては 180mm 以下の単純段差としたもの (奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合の土間と式台との段差及び式台と上がりかまちの段差を含む。)

(a) 180mm 以下の単純段差としたもの (奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。)

(b) 250mm 以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置したもの

(c) 屋内側及び屋外側を 180mm 以下のまたぎ段差 (奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合の土間と式台との段差及び式台と上がりかまちの段差を含む。) とし、かつ、手すりを設置したもの

b 日常生活空間外の床が段差のない構造であること。ただし、イ bの()から()までに掲げるものにあつては、この限りでない。

階段

次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられており、又は当該階段が日常生活空間外にあり、かつ、八 の a から d までに掲げる基準に適合している場合にあっては、この限りでない。

a 勾配が 6 / 7 以下であり、かつ、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550mm 以上 650mm 以下であること。~~ただし、ホームエレベーターが設けられており、又は当該階段が日常生活空間外にあり、かつ、八 a に掲げる基準に適合している場合にあっては、この限りでない。~~

b イ の b、c 及び f に掲げる基準に適合していること。

手すり

a 手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあつては、日常生活空間内に存するものに限る。

(い)	(ろ)
空間	手すりの設置の基準
階段	少なくとも片側（勾配が45°を超える場合にあっては両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。
玄関	上がりかまち部の昇降及び靴の着脱のためのものが設けられていること。
脱衣室	衣服の着脱のためのものが設けられていること。

b 転落防止のための手すりが、イ のb及びcに掲げる基準に適合していること。

通路及び出入口の幅員

a 日常生活空間（イ に規定するホームエレベーターを設置する場合にあっては、当該ホームエレベーターと日常生活空間との間の経路を含む。）内の通路の有効な幅員が780mm（柱等の箇所にあつては750mm）以上であること。

b 日常生活空間内の出入口（~~バルコニーの出入口を除く。~~）の幅員（玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。）は750mm（浴室の出入口にあつては650mm）以上であること。

寝室、便所及び浴室

a イ のa及びcに掲げる基準に適合していること。

b 日常生活空間内の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。

() 短辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,100mm以上であり、かつ、長辺（軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が内法寸法で1,300mm以上であること。

() 便器の前方及び側方について、便器と壁の距離（ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。）が500mm以上であること。

八 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

部屋の配置

日常生活空間のうち便所が特定寝室の存する階にあること。

段差

a 日常生活空間内の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

() イ aの()及び(=_)に掲げるもの

() 玄関の上がりかまちの段差

() 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの

() バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない評価対象住戸にあつては、次に掲げるものに限る。

(a) 180mm 以下の単純段差としたもの（奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）

(b) 250mm 以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの

(c) 屋内側、屋外側とも 180mm 以下のまたぎ段差（奥行き 300mm 以上の式台をバルコニーに設ける場合のバルコニーと式台との段差及び式台と室内の段差を含む。）と

し、かつ、手すりを設置できるようにしたもの

b 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、イ b の()から()までに掲げるものは、この限りでない。

階段

次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられており、かつ、ホに掲げる基準に適合している場合にあっては、この限りでない。

a 勾配が 22/21 以下であり、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550mm 以上 650mm 以下であり、かつ、踏面の寸法が 195mm 以上であること。~~ただし、ホームエレベーターを設置する場合にあっては、この限りでない。~~

b 蹴込みが 30mm 以下であること。~~ただし、ホームエレベーターを設置する場合にあっては、この限りでない。~~

c a に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から 300mm の位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、a の規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。

(a) 90 度屈曲部分が下階の床から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて 30 度以上となる回り階段の部分

(b) 90 度屈曲部分が踊場から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて 30 度以上となる回り階段の部分

(c) 180 度屈曲部分が 4 段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から 60 度、30 度、30 度及び 60 度の順となる回り階段の部分

d イ f に掲げる基準に適合していること。

手すり

a 手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。

(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準
階段	少なくとも片側（勾配が 45° を超える場合にあっては両側）に、かつ、踏面の先端からの高さが 700mm から 900mm の位置に設けられていること。
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。
脱衣室	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。

b 転落防止のための手すりが、イ の b 及び c に掲げる基準に適合していること。

通路及び出入口の幅員

- a 日常生活空間内の通路の有効な幅員が 780mm(柱等の箇所にあつては 750mm)以上であること。
 - b 日常生活空間内の出入口(~~バルコニーの出入口を除く。~~)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあつては建具の厚み、引き戸にあつては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が 750mm(浴室の出入口にあつては 600mm)以上であること。
- 寝室、便所及び浴室
- a 日常生活空間内の浴室が、次に掲げる基準に適合していること。
 - () 浴室の短辺が、一戸建ての住宅にあつては内法寸法で 1,300mm 以上、共同住宅等にあつては内法寸法で 1,200mm 以上であること。
 - () 浴室の面積が、一戸建ての住宅にあつては内法寸法で 2.0 m²以上、共同住宅等にあつては内法寸法で 1.8 m²以上であること。
 - b 日常生活空間内の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。
 - () 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で 1,300mm 以上であること。
 - () 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が 500mm 以上であること。
 - c 特定寝室の面積が内法寸法で 9 m²以上であること。

二 等級 2

八の から までに掲げる基準に適合していること。

ホ 等級 1

令第 23 条から第 27 条まで**及び第 126 条**に定める基準に適合していること。

9 - 2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)

(1) 適用範囲

共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、加齢等に伴う身体機能の低下等を考慮した移動等の安全性及び評価対象住戸の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性の高さとする。

各等級に要求される水準は、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、移動等の安全性及び評価対象住戸の玄関から建物出入口に至る空間における介助必要時の移動等の容易性への配慮のために講じられた対策が(ろ)項に掲げる水準にあること。

(い) 等級	(ろ) 講じられた対策
5	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置が講じられていること。 b 介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられていること。
4	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止に配慮した措置が講じられていること。 b 介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで容易に到達することに配慮した措置が講じられていること。
3	a 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。 b 介助が必要となった場合を想定し、自走式車いす使用者と介助者が、評価対象住戸の玄関から建物出入口まで到達するための基本的な措置が講じられていること。
2	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられていること。
1	移動等に伴う転倒、転落等の防止のための建築基準法に定める措置が講じられていること。

(3) 評価基準

イ 等級5

次に掲げる基準に適合していること。

共用廊下

評価対象住戸から建物出入口、共用施設、他住戸等その他日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

- a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。
- b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
 - () 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が1,200mm以上であるか、又は、高低差80mm以下かつ勾配1/8以下の傾斜路若しくは勾配1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。
 - () 手すりが、傾斜路の両側に、かつ、床面からの高さ700mmから900mmの位置に設けられていること。
 - () 段が設けられている場合にあっては、当該段が a に掲げる基準に適合していること。
- c 手すりが、**共用廊下(次の()及び()に掲げるものを除く。)**の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。**ただし、住戸その他の室の出入口その他やむを得ず手すりを設置できない部分にあっては、この限りでない。**
 - () **交差する動線がある場合その他やむを得ず当該共用廊下の少なくとも片側に連続して手すりを設けることのできないもの**
 - () **エントランスホールその他の手すりに沿って通行することが動線を著しく延長**

させるもの

d 直接外~~気部~~に開放されている共用廊下（1階に存するものを除く。）にあっては、次に掲げる基準に適合していること。

（ ） 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。

（ ） 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

e 令第119条に定める基準に適合していること。

共用階段

各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つが、次に掲げる基準に適合していること。

a 次に掲げる基準に適合していること。

（ ） 勾配が7/11以下であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。

（ ） 蹴込みが20mm以下であり、かつ、蹴込み板が設けられていること。

（ ） 踊り場付き折れ階段又は直階段であり、かつ、最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。

（ ） 踏面に滑り防止のための部材が設けられる場合にあっては、当該部材が踏面と同一面となっていること。

（ ） 踏面の先端と蹴込み板を勾配が60°以上90°以下の面で滑らかにつなぐ形状とすることその他の措置により段鼻を出さない形状となっていること。

（ ） 手すりが、両側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。

b 直接外~~気部~~に開放されている共用階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。

（ ） 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。

（ ） 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等（腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。

c 令第23条から第27条までに定める基準に適合していること。

共用廊下の幅員

評価対象住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下の幅員が、1,400mm以上であること。

エレベーター

評価対象住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、エレベーターを利用し評価対象住戸から建物出入口のある階まで到達でき、かつ、評価対象住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホール

が、次に掲げる基準に適合していること。

- a エレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。
 - () エレベーターの出入口の有効な幅員が 800mm 以上であること。
 - () エレベーターのかごの奥行きが内法寸法で 1,350mm 以上であること。
 - () エレベーターホールに一边を 1,500mm とする正方形の空間を確保できるものであること。
- b 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。
- c 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、 b の () から () までに掲げる基準に適合していること。

□ 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

共用廊下

評価対象住戸から建物出入口、共用施設、他住戸等その他日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

- a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。
- b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
 - () 勾配が 1/12 以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が 900mm 以上であるか、又は、高低差 80mm 以下かつ勾配 1/8 以下の傾斜路若しくは勾配 1/15 以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が 1,200mm 以上であること。
 - () 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さ 700mm から 900mm の位置に設けられていること。
 - () 段が設けられている場合にあっては、当該段が a に掲げる基準に適合していること。
- c イ の c から e までに掲げる基準に適合していること。

共用階段

各階を連絡する**共用**階段のうち少なくとも一つが、次に掲げる基準に適合していること。

- a 次に掲げる基準に適合していること。
 - () 踏面が 240mm 以上であり、かつ、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550mm 以上 650mm 以下であること。
 - () 蹴込みが 30mm 以下であり、かつ、蹴込み板が設けられていること。
 - () 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。
 - () 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが 700mm から 900mm の位置に設けられていること。
- b イ の b 及び c に掲げる基準に適合していること。

エレベーター

評価対象住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、エレベーターを利用し評価対象住戸から建物出入口のある階まで到達でき、かつ、評価対象住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホール

が、次に掲げる基準に適合していること。

- a エレベーター及びエレベーターホールが、イ aに掲げる基準に適合していること。
- b 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。
- c 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、 bの()から()までに掲げる基準に適合していること。

八 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

共用廊下

評価対象住戸から建物出入口、共用施設、他住戸等その他日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

- a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。
- b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
 - () 勾配が $1/12$ 以下（高低差 80mm 以下の場合にあっては $1/8$ 以下）の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。
 - () 段が設けられている場合にあっては、当該段が aの()から()までに掲げる基準に適合していること。
- c イ のcからeまでに掲げる基準に適合していること。

共用階段

各階を連絡する**共用**階段のうち少なくとも一つが、次に掲げる基準に適合していること。

- a 次の()から()まで（評価対象住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、()）に掲げる基準に適合していること。
 - () 踏面が 240mm 以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が 550mm 以上 650mm 以下であること。
 - () 蹴込みが 30mm 以下であること。
 - () 口 aの()及び()に掲げる基準に適合していること。
- b イ のb及びcに掲げる基準に適合していること。

エレベーター

評価対象住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、評価対象住戸からエレベーター又は**共用**階段（1階分の移動に限る。）を利用し、建物出入口の存する階まで到達できること。ただし、エレベーターを利用せずに評価対象住戸から住棟出入口に到達できる場合を除き、評価対象住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが次に掲げる基準に適合していること。

- a エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、イ aの()及び()に掲げる基準に適合するものであるしていること。
- b 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。
- c 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
 - () 口 bの()及び()に掲げる基準に適合していること。
 - () 段が設けられている場合にあっては、当該段が aの()から()までに掲げる基準に適合していること。

共用階段の幅員

評価対象住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る一の共用階段の有効幅員が 900mm 以上であること。

ニ 等級 2

八の 及び に掲げる基準に適合していること。

ホ 等級 1

令第 23 条から第 27 条まで及び、第 119 条及び第 126 条に定める基準に適合していること。